

## 第36回京都地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成29年7月19日午後3時から午後5時まで

### 2 場所

京都地方裁判所会議室

### 3 出席者

(委員)

角田敦志，川崎友巳，神田尚子，木村真子，塩田展康，曾我部真裕  
寺井友秀，内藤和世，三木澄子，村上正治，藪内直治，小林 務  
宮地佐都季，石井寛明，神山隆一

(事務担当者等)

八巻牧子，山田浩子，橋本 貢，前田利範，浅野ゆかり，三栗清之  
竹口智之，上田信聡，三宅秀明，田和由一，磯部叔浩，金益弘興

### 4 議題

DV防止法に基づく保護命令制度について

### 5 議事

(1) 開会

(2) 委員異動報告

(3) DV防止法に基づく保護命令制度についての説明

#### (4) 意見交換

《発言者：●＝委員長，○＝委員，□＝事務担当者等》

- 平成28年における京都地方裁判所本庁の保護命令事件の件数は55件ということであるが，他地域の裁判所と比べて，京都地方裁判所本庁の保護命令事件の件数は多いのか，少ないのか
- 平成28年の統計では，全国の裁判所の保護命令事件の件数は2,648件であり，当庁は全国で5番目の多さである。
- DV被害を受けているにもかかわらず，保護命令の申立ての機会を逃していることもあって，55件という件数に収まっているのではないか。
- 保護命令事件の件数が一番多いのは，大阪地方裁判所本庁で283件，次に東京地方裁判所本庁の83件，仙台地方裁判所本庁の66件，岡山地方裁判所本庁の63件，当庁の55件と続いている。
- 保護命令制度は，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が施行された当時からあったのか。あるいは，その後の法改正で作られた制度か。
- 平成13年の法律施行時から保護命令制度はあり，その後の法改正で同制度の対象者の範囲が広げられた。
- 保護命令制度には接近禁止，電話禁止命令など複数の禁止命令があるが，申立人はこれらの禁止命令を同時に申し立てることもできるのか。

- 申立書に申し立てたい禁止命令をチェックする欄があり，申立人は複数の禁止命令を同時に申し立てることができる。
- 禁止命令の期間は6箇月ということであるが，実際に6箇月でDVが改善されるのか疑問である。6箇月以内にDVが改善される見込みがない場合は，再度の申立てはすぐにできるのか。あるいは期間延長ができるのか。
- 保護命令期間の終了が迫っているが，まだなお危険があると認められる場合は再度の申立てができる。なお，保護命令の期間延長はできない。
- 再度の申立ては京都地方裁判所本庁の55件に含まれているか。
- 含まれている。再度の申立ては新たに申し立てられた件数として計上される。
- 京都地方裁判所本庁で再度の申立件数は何件か。
- 平成28年は9件である。
- 警察庁が報道機関に公表したDV被害の発生件数は年々大幅に増加しており，右肩上がりであるとのことであった。先の説明では，京都地方裁判所本庁の保護命令の申立件数は，近年，50件前後で推移しているということであったが，警察庁の公表を参考にすると，保護命令の申立件数も右肩上がりであってもおかしくないのではないか。つまり，潜在的に保護命令を必要としている人はたくさんいるが，必要としている人

に保護命令制度自体が知られていない、あるいは、申立てのハードルが高いといった様々な理由により、必要としている人が申立てに至っていないと考えることもできるのではないか。裁判所はDV被害の現状をどのように理解しているのか。また、裁判所は保護命令事件の申立てが増えるような取組をすべきであると考えているか。

- 京都地方裁判所本庁の申立件数ではなく、実際に担当部署に寄せられる相談件数は分かるか。
- 統計はとっていないので分からないが、相談があって申立てに至らないものも一定数ある。
- それらはDVセンターなどを経由して相談されるのか。あるいは経由されずに相談されるのか。
- 多くはDVセンターなどを経由している。
- 弁護士の立場から言うと、保護命令の申立てはDVセンターなどが関与して行うことが定型化しているため、弁護士が関与することは少ない。弁護士が保護命令の申立てがされていることを知るのは、離婚などの相談がされたときがほとんどであるが、DVセンターなどで対応が難しい場合は、弁護士に申立てを依頼する者もいる。例えば、医師の診断書、又は怪我の写真などが無い場合である。裁判所は、診断書等の証拠が無い場合であっても意見書で申立てを認めることはできるのか。

- 客観的な証拠がなく，本人の申述書のみの場合には判断が難しい。相手方が暴力を認めている場合は別であるが，相手方が否認した場合は本人の陳述書又は供述書の信用性の判断になる。DVセンターに相談した時の内容が書面化されているのであれば，その供述が一貫しているか，変遷しているかといった点から判断し，信用性を認めて発令した事案もある。
- 申立ての取下げを勧めることはあるのか。
- 取下げを勧めるのは，再度又は再々度の申立ての場合がほとんどであり，引き続き危険が続いているとは認められない場合である。初回の申立てが認容されないといったケースはほとんどない。
- 身体に表れにくい精神的なDVは保護命令制度の対象となるのか。
- DVの要件は暴力又は脅迫であるので，言葉による精神的な苦痛はDVの要件を満たさず，保護命令制度では対応できない。しかし，言葉であっても脅迫に当たる発言があれば対応できる。
- 保護命令はDVの状態を正常に戻すための制度であるが，6箇月間，申立人と相手方を音信不通の状態にすれば，大体の事件は正常の状態に戻るのか。若しくは，離婚に向かって進み，円満に解決することができるのか。また，再度，申立てするケースもあるとのことだが，再度，保護命令の発令があれば，DV自体がぶり返すことはなく，根本的な解決

に繋がるのか。

- 保護命令の発令後，裁判所が申立人の状況を調査することはないので，発令後のことは分からない。
- 弁護士として言わせてもらおうと，6箇月の保護命令期間内で離婚が成立し，DVが解決するといったことはない。保護命令の期間は，シェルターで身の安全を確保するだけであって，離婚などで解決に至るには1，2年はかかる。
- 保護命令が発令された6箇月の間に，申立人への接触，電話といった違反をする相手方はどの程度いるのか。また，相手方が保護命令に違反したかどうかは，申立人の申出によって初めて判明するのか。
- 裁判所は保護命令を発令した後，申立人と相手方の状況を調査するといったことはしないので，違反の有無までは分からない。
- 検察庁は保護命令の違反者がどの程度いるか分かるか。
- 保護命令に違反し，起訴された相手方は一定数いるが，それは保護命令が発令された件数の半数以下である。保護命令制度はDVを抑止する一定の効果は発揮している。
- 医者立場から言うと，小児・幼児の虐待もあり，過去には京都で非常に大きな事件があった。その後，小児・幼児の虐待に対する制度ができ，警察と児童相談所が小児・幼児の虐待について協力できるようにな

り、救急医療機関は虐待に関する通告義務ができた。救急医療機関は虐待事例、肉体的な受傷をした患者が結構あると認識している。京都地方裁判所本庁の保護命令事件は55件ということであるが、救急搬送された患者のうち、DVがあったと疑われる事案は非常に多く、この件数の100倍はある。これらの患者のうち、警察が介入してシェルター等に収容される人はかなり少ない。大部分は家族の説得などにより帰宅し、家族間の問題ということであらうな状況になっている。このような実態からして、京都地方裁判所本庁の保護命令事件の55件は氷山の一角であろう。実際にDVがどれくらい発生しており、その相談がDVセンターにどれくらいあり、相談された件数の何パーセントが保護命令事件に至っているかといった具体的な数字が欲しいところである。

- 私が参加している研究会において提供されている保護命令違反の件数は、全国で毎年100件を超える程度である。

DVを防止する役割を主に担っているのはDVセンターと警察である。

裁判所は、深刻なDVで加害者が被害者に接近することを制止する必要がある場合に、これを適正に判断するといった役割を担っているだけであって、裁判所が保護命令を積極的にたくさん出せばよいということではない。一方、裁判所がDVの実態に即した判断をするためには、警察庁やDVセンターが把握しているDVの発生件数だけではなくて、D

Vの質，最近の事案などを把握し，全国と京都地方裁判所管内の状況も把握することが大事であって，そうした前提を把握した上で対応されると，先ほど話があったように証拠がなくて判断が難しいといった場面での判断の仕方も変わってくるのではないか。また，保護命令違反が100件を超える程度とされているが，警察や被害者の家族がDVに介入し，加害者に口頭で注意をすれば加害者は引き下がるといった事案もたくさんあることから，違反件数は100件を超える程度になっているだけで，決して違反している者が100人を超える程度というわけではない。

ここで提案であるが，裁判所は警察，弁護士会，DVセンターから最近のDVの動向について情報を収集し，これらを分析した上で，保護命令の判断の参考にすべきではないか。また，申立てが認められない事案は，どのようなものか。

□ 申立てが認められない事案の多くは再度の申立てである。

再度でも再々度でも，法律上の要件は同じであり，先ほど違反の話もあったが，警察が逮捕していなくても軽微な違反をしているケースは結構あるので，軽微であっても違反をしていることが明らかであれば裁判所は躊躇なく保護命令を発令している。

● 裁判所は，保護命令の発令後の状況についても把握すべきであるという趣旨の意見があったが，当庁は関係諸機関である警察，DVセンター，



弁護士会と協議会などで情報交換をしているか。

関係諸機関との協議会は実施しているので、情報交換の仕方を考えてみたい。

日本語ができない者が申立人、あるいは相手方であった場合、申立書の翻訳などはどうしているか。

日本語以外の申立書の書式はない。

日本語ができない者からの申立ては年に数件ある。その場合は翻訳人に翻訳を依頼している。

日本語以外の申立書がないのであれば、これまでに翻訳してもらった申立書の書式を活用すればよいのではないか。

日本語ができない者への対応は、京都地方裁判所だけでなく、裁判所として取り組んでもらいたい。

保護命令制度のチラシなどは警察やDVセンター以外のところに配布されているのか。また、保護命令制度の紹介はどこでどのようにしているのか。

チラシは警察、DVセンターに配布しているのみである。

京都地方裁判所のホームページに掲載はされているか。

当庁のホームページには掲載していない。

東京地方裁判所のホームページには、保護命令制度について掲載され

ていた。

○ 申立ての前に、相手方からの暴力等について、警察署などの機関のどこかに「直接」出向いて相談しておくことが必要であるとのことであるが、法律上、そのようになっているのか。

□ 法律上、原則として、DVセンターなどに相談することが要件になっている。

● 貴重な意見をありがとうございました。皆さんの意見をうかがって、保護命令制度に関わる関係諸機関の中で、当庁がその役割を果たすために検討すべき点が多々あることを痛感した次第である。今後、当庁で改善すべきところを検討していきたい。

(5) 次回のテーマ

民事調停をより多く利用していただく方策（仮称）

(6) 次回開催日

平成29年11月29日（水）